

## 安全保障分野について

### I. 国連憲章 8 章

- [国連憲章 53 条](#)
  - 地域的機構を「利用する (utilize)」
  - 強制措置については安保理の authorization が必要
  
- 安保理の authorization があれば良いのであれば、第 7 章と区別する意味は？
  - 第 7 章と第 8 章とに基づくとする決議
    - ◇ [875 \(1993\)](#) ハイチ<sup>1</sup>

“Noting [...] declarations [...] adopted by the Permanent Council of the Organization of American States,”

“1. *Calls upon* Member States, acting nationally or through regional agencies or arrangements [...] to use such measures [...] as may be necessary [...] to ensure strict implementation of the provisions of resolutions [...] relating to the supply of petroleum [...] or arms”
    - ◇ [1464 \(2003\)](#) コートジボワール<sup>2</sup>

“9. *Acting under* Chapter VII [...], *authorizes* Member States participating in the ECOWAS forces in accordance with Chapter VIII [...] to take the necessary steps to guarantee the security and freedom of movement of their personnel and to ensure [...] the protection of civilians”
  - 第 7 章に基づくとしつつ、第 8 章にも触れる決議
    - ◇ [1497 \(2003\)](#) リベリア (下記 III.)

“*Commending* the Economic Community of West African States (ECOWAS) [...] for its leadership role in facilitating the achievement of the aforementioned ceasefire agreement, and *recognizing* the critically important role it has played and necessarily will continue to play in the Liberia peace process, consistent with Chapter VIII”
  - 第 7 章に基づくとしつつ、第 8 章を想起するとする決議
    - ◇ [816 \(1993\)](#) ボスニアヘルツェゴヴィナ<sup>3</sup>

“4. *Authorizes* Member States [...] acting nationally or through regional organizations or arrangements, to take [...] all necessary measures [...] to ensure

---

<sup>1</sup> 王志安『[国際法における承認](#)』（東信堂、1999 年）〔第 8 章第 2 節 ハイチ政変と集団的不承認政策〕。

<sup>2</sup> 酒井啓亘『[コートジボワール内戦における国連平和維持活動](#)』国際協力論集 12 巻 3 号（2005 年）29 頁。

<sup>3</sup> 酒井啓亘『[国連平和維持活動における自衛原則の再検討](#)』国際協力論集 3 巻 2 号（1995 年）61 頁。

compliance with the ban on flights”<sup>4</sup>

- 第 7 章に基づくとし、第 8 章には触れない決議
  - ◇ [770 \(1992\)](#) ボスニアヘルツェゴヴィナ  
“2. *Calls upon States to take nationally or through regional agencies or arrangements all measures necessary to facilitate [...] the delivery [...] of humanitarian assistance*”<sup>5</sup>
  - ◇ [1484 \(2003\)](#) コンゴ民主共和国<sup>6</sup>  
“1. Authorizes the deployment [...] of an Interim Emergency Multinational Force in Bunia [...] to contribute to the stabilization of the security conditions and the improvement of the humanitarian situation in Bunia”  
←地域的機構が当該地域外で活動する場合であることに注意<sup>7</sup>

● 安保理が「機能しない」場合はどうする？<sup>8</sup>

- 1945 年 3 月 21 日 フランス案 ([UNCIO, vol. 4, p. 530](#))

Dans le cas où le Conseil ne réussit pas à prendre une résolution, les membres de la Société se réservent le droit d’agir comme ils le jugeront nécessaire dans l’intérêt de la paix, du droit et de la justice.

【仮訳】理事会が決議を採択できない場合、連盟【注：国連のこと】構成国は、平和・法・正義のために必要と自らが考えるように行動する権利を留保する。

- 5 月 12 日 米国家案 ([FRUS, 1945-I, pp. 691-692](#))

Should the Security Council not succeed in preventing aggression, and should aggression occur by any state against any member state, such member state possesses the inherent right to take necessary measures for self-defense. The right to take such measures for self-defense against armed attack shall also apply to understandings or arrangements like those embodied in the Act of Chapultepec, under which all members of a group of states agree to consider an attack against any one of them as an attack against all of them. The taking of such measures shall be immediately reported to the Security Council and shall not in any way affect the authority and responsibility of the Security Council under this Charter to take at any time such

<sup>4</sup> 明示されていないが NATO が関係していたことにつき、Dick A. Leurdijk, “Before and after Dayton: the UN and NATO in the former Yugoslavia”, *Third World Quarterly*, vol. 18, 1997, p. 457, pp. 460-464.

<sup>5</sup> *Ibid.*

<sup>6</sup> 檜林建司「[「コンゴ民主共和国における暫定緊急多国籍軍の活動」](#) 愛媛法学会雑誌 31 巻 3・4 号 (2005 年) 151 頁。

<sup>7</sup> 明示されていないが、EU が参加している。酒井啓亘「[「コンゴにおける国連平和維持活動 \(2・完\)」](#) 国際協力論集 11 巻 3 号 (2004 年) 73 頁、93 頁注 65。

<sup>8</sup> 森肇志「[「集団的自衛権の誕生」](#) *国際法外交雑誌* 102 巻 1 号 (2003 年) 80 頁、99-106 頁。

action as it may deem necessary in order to maintain or restore international peace and security.

## II. NATO によるユーゴ空爆<sup>9</sup>

- 1997 年 コソヴォ内で独立を求めてセルビア警察を攻撃する動きとそれを弾圧するユーゴ軍・警察当局との対立
- 1998 年 3 月 31 日 [安保理決議 1160](#)
  - 憲章 7 章下での行動 (前文)
  - コソヴォ側に平和的行動を求める (パラ 2)
  - コソヴォの高度な自治を支持 (パラ 5)
- 1998 年 9 月 23 日 [安保理決議 1199](#)
  - 平和に対する脅威の認定 (前文)
  - 全当事者に敵対行使の停止を求める (パラ 1)
  - 国連加盟国に武力行使を authorize するには至らず。ロ・中の態度。
- 1999 年 2 月 23 日 [ランブイエ合意](#)
- 1999 年 3 月 18 日 コソヴォ側、ランブイエ合意受け入れ表明。ユーゴ側は拒否。
- 1999 年 3 月 22 日 ユーゴ、コソヴォにて掃討作戦開始
- 1999 年 3 月 24 日 [NATO、ユーゴ空爆開始](#)<sup>10</sup>
- 1999 年 3 月 27 日 ロシアら、[武力行使停止決議案](#)を安保理に提出、3 対 12 で否決 ([議事録](#) 6 頁)。
- 1999 年 6 月 3 日 ユーゴ、[EU が提示した和平条件を受諾](#)
- 1999 年 6 月 10 日 [安保理決議 1244](#)
  - 和平条件に基づく政治的解決を決定 (パラ 1)
  - 和平条件の受諾を歓迎 (パラ 2)
  - 和平条件実施のための治安部隊派遣を authorize (パラ 7)

### NATO による空爆の評価

- 当初は安保理が第 7 章の事態として対応したにもかかわらず、その後の機能麻痺によって何らの実効的措置も執られず、国連憲章が inoperative になった場合は、

<sup>9</sup> 瀬岡直「[国連集団安全保障体制における秩序と正義の相克——NATO のコソボ空爆を素材として](#)」同志社法学 57 巻 1 号 (2005 年) 203 頁。

<sup>10</sup> NATO は本来集団的自衛権 (国連憲章 51 条) のための機構として設立されており ([北大西洋条約](#) 5 条)、国連憲章 8 章の意味での地域的取極であるとの自己認識は当初なかったが、[集団的自衛権以外の分野にも活動を広げる方針を 1991 年に打ち出して](#)おり、安保理が地域的機構に「憲章 8 章の枠組みにおいて」国連との関係について照会したのに応じて回答もしている ([1993 年事務総長報告](#) 18-19 頁)。

国連憲章ではなく一般国際法が適用法規となる。そうでなければ、憲章を含む国際法秩序全体の空洞化と脆弱化とを招く危険性がある。<sup>11</sup>

- 理事会が憲章で定める表決手続に従って積極的な意思決定をしない・できない場合をもって、「機能不全」とみること自体が問題である。また、このような主張は、いわゆる機能不全に備えて、武力攻撃に対する自衛措置に限り理事会の許可が免除された経緯と、第 51 条の新設にかかわらず第 53 条の規定が留め置かれた趣旨を無視するものである。<sup>12</sup>

### III. ECOMOG

[西アフリカ経済共同体 \(ECOWAS\) \(外務省解説\)](#) によるリベリア内戦への軍隊派遣<sup>13</sup>

- 1990 年 8 月 6-7 日 [ECOWAS 常設調停委員会首脳会議決定](#)
  - ECOMOG の設置 (2 条 1 項)
  - 機能 (2 条 2 項)
- 1990 年 8 月 9 日 [ナイジェリア国連代表、ECOMOG 設置につき安保理に通告](#)。  
53 条の authorization 求めず。
  - 最終的に 12,000 人の兵士を派遣し、空爆を含む軍事活動を行った<sup>14</sup>。
- 1991 年 1 月 22 日 [安保理での議論](#)
  - ナイジェリア 安保理の authorization 求めず。
  - 議長声明採択 ECOWAS の努力を「称賛 (commend)」
- 1992 年 11 月 19 日 [安保理決議 788](#)
  - ECOWAS の努力を「称賛」(パラ 1)
- 1993 年 7 月 25 日 内戦当事者間で[コトヌー停戦合意](#)成立
- 1995 年 8 月 19 日 [アブジャ合意](#) 大統領選挙実施を決定
- 1997 年 7 月 19 日 大統領選挙により Taylor 当選
- 2000 年 2 月 再び内戦勃発
- 2003 年 6 月 17 日 [アクラ停戦合意](#) 国際安定化軍 (an international stabilization force) の設置 (パラ 7)

<sup>11</sup> 村瀬信也「武力不行使に関する国連憲章と一般国際法との適用関係」村瀬信也『[国際立法](#)』(東信堂、2002 年) 519 頁、534 頁、545 頁。

<sup>12</sup> 中村道「国際連合と地域的機構の関係——60 年の変遷と課題」中村道『[国際機構法の研究](#)』(東信堂、2009 年) 91 頁、117 頁。

<sup>13</sup> 檜林建司「[リベリア内戦への西アフリカ諸国経済共同体と国際連合による介入](#)」愛媛法学会雑誌 22 巻 2 号 (1995 年) 99 頁、松本祥志「西アフリカ経済共同体のリベリア『平和維持軍』(ECOMOG) と国際法」[札幌学院法学](#) 12 巻 2 号 (1996 年) 117 頁、酒井啓巨「[第二次リベリア内戦における国連平和維持活動の展開](#)」神戸法学雑誌 53 巻 4 号 (2004 年) 363 頁。

<sup>14</sup> 真島一郎「[リベリア内戦の展開](#)」アフリカ研究 43 号 (1993 年) 77 頁。

- 2003 年 7 月 31 日 ECOWAS、先遣隊の派遣を決定
- 2003 年 8 月 1 日 [安保理決議 1497](#)
  - ECOWAS の活動の重要性を憲章 8 章に基づき確認
  - 憲章 7 章に基づく決議
  - リベリア多国籍軍 (a Multinational Force in Liberia) の設置を authorize (パラ 1)
    - ◇ 任務は停戦合意、治安維持支援、後に派遣される国連安定化軍の準備
  - そのために all necessary means を採ることが authorize される (パラ 5)
- 2003 年 8 月 18 日 [アクラ包括和平合意](#)
  - ECOWAS 介入軍 (Interposition Force) (3 条 1 項)
  - 国際安定化軍 (4 条)
- 2003 年 9 月 19 日 [安保理決議 1509](#)
  - 憲章 7 章への言及
  - UNIMIL (United Nations Missions in Liberia) 設置決定 (パラ 1)
  - 任務 停戦監視・武装解除・暫定政権への協力など (パラ 3)

以上